

所 属 長 様

公立学校共済組合新潟支部事務局長

被扶養者の認定における国内居住要件について（通知）

健康保険法等の一部及び地方公務員等共済組合法の一部が改正され、令和 2 年 4 月 1 日から被扶養者の認定要件に国内居住要件が追加されました。

つきましては、被扶養者の認定について令和 2 年 4 月 1 日から下記のとりの取扱いとなりますので、組合員に周知くださいますと共に、適切な事務処理をお願いいたします。

記

1 改正の概要

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 9 号）が令和元年 5 月 22 日付けで公布され、同法附則第 9 条の規定により地方公務員等共済組合法の一部改正が行われ、被扶養者の認定要件に国内居住要件が追加されました。

また、地方公務員等共済組合法施行規定の一部を改正する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省令第 4 号）が同年 8 月 30 日付けで公布され、国内居住要件の例外となる者が定められるとともに、被扶養者認定に関する届出や経過措置に関する規定が設けられました。（いずれも令和 2 年 4 月 1 日から施行。）

2 国内居住要件について

被扶養者の「住所」が住民票基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすものとします。このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、国内居住要件を満たさないものと判断します。

3 国内居住要件の例外について

外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する組合員に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に住所（住民票）がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱います。

※国内居住要件の例外に該当する事由については、下記 4（3）の表中「例外該当事由」を参照してください。

4 被扶養者の認定等に係る添付書類について

(1) 認定時の様式の追加

認定対象者が日本国内に住所（住民票）がないものの国内居住要件の例外に該当する場合には、新規被扶養者認定申告書（共済様式2号）に別紙様式「国内居住要件の例外に該当する旨の申立書」を添付してください。

また、下記（3）日本国内に住所（住民票）がない場合の添付書類も併せて提出してください。

(2) 認定時等の住民票の提出の取り扱い

被扶養者の認定の際、認定対象者の住所が国内にあるかどうかの確認は、新規被扶養者認定申告書（共済様式2号）に住民票写しを添付し確認を行うこととなります。ただし、扶養手当を同時に申請する場合は住民票写しの添付を省略することができます。

住所変更の際は、共済組合においてマイナンバーを活用した情報連携により確認を行いますので、住所変更申告書（共済様式6号）には原則、住民票の写しの添付は不要です。ただし、マイナンバーの登録がされていない等の理由で情報連携での確認ができない場合は、別途住民票の写しの提出を求めることがあります。

※ 別紙「R2.4.1以降の被扶養者の認定等にかかる住民票の提出について」を参照願います。

(3) 日本国内に住所（住民票）がない場合の添付書類

被扶養者の認定及び住所変更の際、認定対象者の住所が国内にない場合は、新規被扶養者認定申告書（共済様式2号）及び住所変更申告書（共済様式6号）に下表の＜国内居住要件の例外に該当することを証する書類＞を添付して提出してください。

＜国内居住要件の例外に該当することを証する書類＞

例外該当事由	確認書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断しますので、共済組合にご相談ください。

(注) 書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

5 現に海外に居住する被扶養者について

令和2年4月1日より前に被扶養者として認定されている者が海外に居住している場合は、令和2年4月1日時点で上記の表の例外該当事由に該当するときは、国内居住要件

の例外として引き続き被扶養者となります。確認書類は6月の被扶養者継続確認実施時に提出を依頼する予定です。

なお、上記の表の例外該当事由に該当しない場合は、令和2年4月1日時点で被扶養者の要件を欠くこととなりますので被扶養者取消申告書を提出してください。

なお、4月以降に被扶養者が日本に住民票がなく国内居住要件の例外にも該当しなかったことが判明した場合は、令和2年4月1日に遡って被扶養者の資格を取り消すこととなりますのでご注意ください。

6 施行日時点において国内の医療機関に入院している場合の経過措置について

施行日（令和2年4月1日）時点で被扶養者の要件を欠く者（上記5参照）が、施行日時点において国内の保険医療機関に入院中の場合は、現に入院中であることを証する書類（入院申込書や入院診療計画書の写し等）を提出し、現に入院中であることや入院期間が確認できる場合は、当該期間中は被扶養者としての資格を継続するものとします。

ただし、当該入院が終了（退院）した時点で、経過措置対象者でなくなるので、被扶養者取消申告書を提出してください。

7 国民年金第3号被保険者の届出について

被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者にかかる届出について、令和2年4月1日から届出の様式に海外特例要件該当欄が追加され、届出事務が変更されます。詳細は令和2年3月27日付け公共新第295号の「国民年金第3号被保険者の届出事務の変更について（通知）」をご覧ください。

8 事務取扱いの変更日について

上記の取扱いは、令和2年4月1日以降に所属において受付けた被扶養者認定申告書から行ってください。

9 その他

職員回覧用リーフレット「被扶養者の国内居住要件について」を添付しましたので、ご活用ください。

〒950-8570

新潟市中央区新光町4-1

公立学校共済組合新潟支部 福祉給付係
(新潟県教育庁福利課内)

担当：小暮

電話：025-283-5102（直通）

国内居住要件の例外に該当する旨の申立書

公立学校共済組合新潟支部長 様

令和 年 月 日

所属名 _____

組合員氏名 _____ ㊞

(続柄) _____ (氏名) _____ は、現在日本国内に住民票がなく、海外に在住

していますが、下記の例外事由に該当することを申し立てます。

記

該当事由に ○を記入	例外該当事由	確認書類
	① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、 入学証明書等の写し
	② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の 公的機関が発行する居住証 明書等の写し
	③ 観光、保養又はボランティア活動そ の他就労以外の目的で一時的に海外 に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関 の証明、ボランティアの参加 同意書等の写し
	④ 組合員が外国に赴任している間に当 該組合員との身分関係が生じた者で あって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書 類等の写し
	⑤ ①から④までに掲げるもののほか、 渡航目的その他の事情を考慮して日 本国内に生活の基礎があると認めら れる者	※個別に判断しますので、 共済組合にご相談ください。

(注) 該当事由の確認書類を添付してください。書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。